

農業委員会第20回総会議事録

1. 日 時 令和4年2月14日（月）午前9時30分～午前10時35分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1201会議室

3. 出席委員（15人）

会長 堀田 長久	会長職務代理者 鈴木 秀
1 番 田中 恒司	4 番 佐々木 平 5 番 小菅 武次
7 番 飯田 秀治	8 番 辻 望 10 番 小林 伸康
11 番 大石 徹也	13 番 稲田 利幹 14 番 上田 みね子
15 番 近藤 啓子	16 番 大野 久美子 18 番 豊田 栄美子
19 番 望月 広志	

4. 欠席委員（4人）

2 番 長谷 康郎	9 番 加藤 三久	12 番 平子 伸
17 番 三田 久憲		

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹
農林水産課農政G 武内
耕地課 玉田課長

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
第5号議案	農用地利用集積計画について

第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について（追加）

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項3号 農地法第3条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項4号 農地法第4条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項5号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項6号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項7号 非農地証明願について（市証明）

報告事項8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項9号 時効取得による移転について

報告事項10号 取下願・取消願の承認について

報告事項11号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第2 土地改良事業参加資格の申出について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第20回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第20回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号5番小菅武次様、議席番号7番飯田秀治様にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の99番は、譲受人は、利用農地56,423㎡を耕作されています。今回の申請地面積は489㎡ですが、同一世帯内での所有権移転のため経営面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を7台、トラクターを5台、農用自動車を4台、乾燥機を2台、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴70年、40年、8年が各1名です。通作距離は約270mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、3の96番は、譲受人は、利用農地3,598㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,000㎡ですが、この後ご審議いただきます第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の貸借権で604㎡申請されており、併せて5,202㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、乾燥機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴60年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作時間は徒歩で約5分です。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、3の101番は、譲受人は、利用農地12,677㎡を耕作されています。今回の申請地面積は6,931㎡で、併せて19,608㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、農用自動車を2台、トラクター、耕うん機、田植機、バインダ、乾燥機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬

の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の94番は、譲受人は、利用農地8,298.50㎡を耕作されています。今回の申請地面積は37㎡で、併せて8,335.50㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作距離は約400mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、15の95番は、譲受人は、利用農地8,082.3㎡を耕作されています。今回の申請地面積は280㎡で、併せて8,362.3㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を3台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴23年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴23年、5年が各1名です。通作距離は約300mです。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、16の93番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は383㎡ですが、この後ご審議いただきます第5号議案、農用地利用集積計画で合計4,756㎡申請されており、併せて5,139㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が1名です。通作距離は約410mです。必要な農作業について、年間約200日従事されます。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、19の97番は、譲受人は、利用農地8,868㎡を耕作されています。今回の申請地面積は340㎡で、併せて9,208㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、茶刈機を各1所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴8年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴8年が1名です。通作距離は約300mです。必要な農作業について、年間約80日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますこ

とから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の98番は、譲受人は、利用農地5,777㎡を耕作されています。今回の申請地面積は9,824.46㎡で、併せて15,601.46㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、乾燥機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴35年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴35年が1名で、臨時雇用労働力は経歴5年、10年が各1名で、年間約50日従事します。通作時間は車で約40分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上8件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、3の11番は、借り人は、利用農地3,598㎡を耕作されています。今回の申請地面積は604㎡ですが、先ほどご審議いただきました第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の所有権で1,000㎡申請されており、併せて5,202㎡となり、耕作放棄地等はありません。以下、要件は先ほどご審議いただいた内容と同様で問題ありません。

続きまして、22の12番、13番、14番は、借り人が同一の為、併せて説明いたします。借り人は、利用農地6,860㎡を耕作されています。今回の申請地面積は、12番が1,543㎡、13番が970㎡、14番が2,516㎡、合計5,029㎡で、併せて11,889㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各2台所有されています。労働力及び技術につきましては、経歴3年が4名で、経歴3年の1名を増員予定で、臨時雇用労働力は経歴1年が4名で、年間約80日従事します。通作時間は車で約3分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が総議決権の過半を占めており、役員の過半が法人の農業に常時従事する構成員であり、役員の一名以上が農作業に常時従事しています。必要な農

作業について、年間約 240 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 4 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 2 号議案は承認といたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1 の 109 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北へ約 1,180m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、8 の 108 番は、隣接土木工事業者のための駐車場兼資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、飯野地区市民センターから南西へ約 1,520m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12 の 110 番は、この後ご審議いただきます第 4 号議案、農地法第 5 条の貸借権の 12 の 79 番と一体で農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から西へ約 930m に位置し、駅を中心とする半径 1km までの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写し及び融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 102 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 3 種農地です。判断基準は中瀬古駅から東へ約 210m に位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 300m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 103 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は中瀬古駅から東へ約 380m に位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 104 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は中瀬古駅から東へ約 430m に位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 105 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は中瀬古駅から東へ約 470m に位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 106 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は中瀬古駅から東へ約 410m に位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19 の 107 番は、社会福祉施設用地の一部（駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから北西へ約 3,200m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲

は土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 9 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

大石委員

〇〇という会社の太陽光発電ですが、申請者が株式会社〇〇とか、〇〇〇とか、〇〇〇とか、申請者がころころ変わっているのですが、どういうことでしょうか。

事務局

この一帯は、昨年から、中瀬古駅東側周辺に〇〇関係の会社が事業をしているのですが、いくつかの申請地に分けて申請されています。方針といたしましては、ここは第 2 種農地、第 3 種農地であるというところから、客観的に許可を止めることはないのですが、会社様の都合で分けているということになっています。関係法人の違う名前で申請を出されたところで、それを拒むことはできないというところから、今回このような申請に至っています。

佐々木委員

経産省の申請の関係で、同じところで小規模の申請は、続けてできないとの指導から、申請者を変えている。

大石委員

意義を申し立てているのではなく、何かあったときに誰に言えばいいのか、非常に分かりづらい。

事務局

一つの会社でやればいいと思われそうですが、先ほど佐々木委員が言われたように、法律の関係で、別会社、別人格として申請者を分けているという狙いがあるようです。

議長（堀田会長）

他にご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 3 号議案は承認といたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、1 の 76 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約 1,000m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設

置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の77番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約710mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の74番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約2,480mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の78番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから西へ約2,800mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリート擁壁を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の73番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鼓ヶ浦駅から北西へ約720mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の80番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、白子地区市民センターから西へ約490mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計

画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12 の 79 番は、先程ご審議いただきました第 3 号議案、農地法第 5 条の所有権の 12 の 110 番と一体で農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から西へ約 920mに位置し、駅を中心とする半径 1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写し及び融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、20 の 75 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 3 種農地です。判断基準は、椿地区市民センターから東へ約 240mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね 300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリート擁壁を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 8 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 4 号議案は承認といたします。

続きまして、第 5 号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書 13 ページ目 39 番は一ノ宮地区で米 20kg と 50kg の物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第5号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書1ページ目1番から3番は、国府地区です。1番は、米30kgの物納です。2番は、米35kgの物納です。3番は、9筆合計で米150kgの物納です。

2ページ目4番から6番は、庄野地区です。4番は、米15kgの物納です。5番及び6番は、1筆分で米30kgの物納です。

3ページ7番から9番は、加佐登地区で使用貸借です。

4ページ目10番から12番は、牧田地区です。10番及び11番は、使用貸借です。12番は、2筆合計で米265kgの物納です。

5ページ目13番及び14番は、石薬師地区で使用貸借です。

6ページ目15番から8ページ目21番は、稲生地区です。15番から18番は、中間管理機構を通した使用貸借です。19番及び20番は、中間管理機構を通した3,300円の金納です。21番は、米20kgの物納です。

9ページ目22番及び23番は、飯野地区です。22番は、使用貸借です。23番は、米25kgの物納です。

10ページ目24番から12ページ目38番は、河曲地区です。24番から33番は、使用貸借です。34番は、米30kg相当の金納です。35番は、米25kgの物納です。36番は、米60kgの物納です。37番は、3筆合計で米155kgの物納です。38番は、7筆合計で米900kgの物納です。

13ページ目40番から44番は、一ノ宮地区です。40番及び41番は、米25kgの物納です。42番は、米40kgの物納です。43番は、米50kgの物納です。44番は、米10kgと25kgと50kgの物納です。

14ページ目45番から49番は、箕田地区です。45番は、米50kg相当の金納です。46番は、米50kgの物納です。47番は、米10kgと35kgと50kgの物納です。48番は、米25kgと35kgと50kgの物納です。49番は、米25kgの物納です。

15ページ目50番から54番は、玉垣地区です。50番及び51番は、使用貸借です。52番は、米30kg相当の金納です。53番は、中間管理機構を通した2,000円の金納です。54番は、中間管理機構を通した10,000円の金納です。

16ページ目55番及び56番は、栄地区です。55番は、米10kg相当の金納です。56番は、米35kgと50kgの物納です。

17 ページ目 57 番から 59 番は、天名地区です。57 番及び 58 番は、使用貸借です。59 番は、米 60 k g の物納です。

18 ページ目 60 番から 20 ページ目 68 番は、井田川地区です。60 番は、中間管理機構を通した 5, 000 円の金納です。61 番は、中間管理機構を通した米 10 k g の物納です。62 番から 66 番は、中間管理機構を通した米 30 k g の物納です。67 番は、中間管理機構を通した米 10 k g と 30 k g の物納です。68 番は、中間管理機構を通した米 30 k g と 50 k g の物納です。

21 ページ目 69 番から 73 番は、久間田地区です。69 番から 72 番は、使用貸借です。73 番は、10, 000 円の金納です。

22 ページ目 74 番及び 75 番は、椿地区です。74 番は、使用貸借です。75 番は、10, 000 円の金納です。

23 ページ目 76 番から 80 番は、深伊沢地区です。76 番は、米 15 k g 相当の金納です。77 番は、米 30 k g 相当の金納です。78 番は、使用貸借と、米 30 k g 相当の金納です。79 番は、米 45 k g 相当の金納です。80 番は、米 35 k g の物納です。

24 ページ目 81 番から 25 ページ目 88 番は、鈴峰地区です。81 番は、所有権の移転です。82 番から 88 番は、使用貸借です。

26 ページ目 89 番から 91 番は、庄内地区です。89 番は、3 筆合計で 20, 000 円の金納です。90 番は、使用貸借です。91 番は、農地中間管理機構を通した使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 5 号議案は、承認いたします。

ここで皆様には申し訳ございませんが、報告事項に入らせていただく前に、第 6 号議案がございまして、それが抜けておりましたので、説明させていただきます。

第 6 号議案 農地法第 5 条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

事務局

第 6 号議案 農地法第 5 条の許可申請の規定による許可申請の事業計画承認申請について説明いたします。先ほどお配りしました資料をご覧ください。

23 の 4 番は、太陽光パネル設置用地として令和 3 年 2 月 18 日付け第 10-78 号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、官地の払

い下げに伴い、当初のパネル配置が変更となったため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確認しております。土地造成は切土及び盛土して整地。雨水は敷地内に調整池を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出を行います。周囲はフェンス及び土羽を設置するため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上１件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

第６号議案につきましては、令和３年２月１８日付けで許可しました計画内容の変更でございます。何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第６号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項１から１１につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項１から１１の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第２ 土地改良事業参加資格の申出について、議事の担当課である耕地課より説明いたします。

事務局（耕地課）

議事第２ 土地改良事業参加資格の申出について説明いたします。

先月の本総会においてご承認いただきましたものと同じ内容でございますが、対象者の追加ということで、あらためて説明させていただきます。本件は、鈴鹿市秋永町、五祝町、磯山町及び津市の河芸町を区域としたほ場整備事業の実施に伴い新たに組織される土地改良区につきまして、その設立認可の申請や、当該土地改良区の組合員として、地区内の農地の所有者が参加するための申出でございます。

土地改良区とは、土地改良法に基づき地域の関係農業者により組織される団体で、農業用の用水や排水の施設整備、区画整理等の土地改良事業を実施するほか、造成した土地改良施設の維持管理等を行う組織です。当地区のほ場整備事業は、国の補助事業である農地中間管理機構関連農地整備事業により、令和４年度新規として事業採択に向けて進めております。この事業は、ほ場整備の対象となる農地について、県の農地中間管理機構を通じて、受け手となる担い手に耕作権がついていることが必須の要

件となっておりますことから、昨年の総会にてご承認をいただき、現在、それぞれに賃借権が設定されております。

土地改良法では、第3条において、土地改良事業に参加する資格を規定しており、所有権以外の権原に基づき耕作に供される農地につきましては、農業委員会に対し、その所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、農業委員会がこれを承認した場合に、所有者の参加資格が与えられるものでございます。

当地区の整備対象農地は、現在、全てに賃借権が設定されておりますことから、所有者が土地改良区の設立や組合員として参加するにあたり、本件、土地改良事業に参加する旨の申出を行うものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（堀田会長）

ただ今、耕地課から説明がありました議事第2につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、議事第2は、承認といたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。